島根県公安委員会告示　　島免（公）第7072号

道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第１０３条の規定による行政処分について公開による聴聞を次のとおり行うので、同法第１０４条の２第２項の規定により告示する。

令和８年１０月２１日

島根県公安委員会

１　聴聞の期日

令和８年１１月５日(木)　午前１０時００分

２　聴聞の場所

松江市打出町２５０番地１　島根県警察本部交通部運転免許課
（聴聞室）